

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件											区 分	
		前年からの 繰 越 未 決	本 年 の 起 訴	計	有罪に係る人員及び金額									
					有 罪	無 罪	公 訴 権 減	未 決	懲 役 せ ら れ た の 人	科 刑 を た も つ 人	罰 金			
											人 員	金 額		
申 告 所 得 税	外	件	件	件	件	件	件	件	件	人	内	人 (社)	千円	申 告 所 得 税
		-	X	X	X	-	-	X	X	X		X	X	
法 人 税	外										内			法 人 税
		X	X	X	X	-	-	X	X	X		X	X	
そ の 他	外										内			そ の 他
		-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	
合 計	外										内	X		合 計
		X	3	X	3	-	-	X	4	3		25,000		

調査期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における実績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税			法人税			その他		
該当条項	件数		該当条項	件数		該当条項	件数	
第 238 条	外	件 X	第 159 条	外	件 X	脱税犯規定	外	件 -
第 244 条	外	-	第 164 条	外	X -	両罰規定	外	-
合 計	外	X	合 計	外	X X	合 計	外	-

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪」の件数のうち、脱税犯の件数の内訳を示したものである。
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区 分			酒 税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区 分	
			免 許 者		非免許者	小計	犯則者が判明 しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計			
			酒 類 等 製 造 者	酒 類 販 売 業 者														
要件 処 理 数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理 数	
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検 挙	理 数	
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	1	1	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数	
	告 収 税 官 吏 発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	取 税 官 吏		告 発
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他		
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分		
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分		
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発		
	処 公 訴 分 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		処 公 訴 分 権 消 滅
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	本 年 度 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		本 年 度 未 済 件 数
	犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		犯 則 に 係 る 額
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	外	-	10	20	30	-	30	-	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額		

調査対象等：平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況（続）

区 分			石 油 石 炭 税			たばこ税及びたばこ特別税			取引所税	印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合計	区 分	
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計							
要件 処 理数	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前 年 度 か ら の 繰 越 処 理 未 済	要件 処 理数
	検 挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	検 挙	理数
処 理 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通 告 処 分	処 理 件 数
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏 告	
	発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他 発	
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分	件 数
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	処 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 公 訴 権 消 滅	
本 年 度 未 済 件 数		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
通 告 処 分 額		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	通 告 処 分 額	

調査対象等：平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分			酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
			免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計				
			酒類等製造者	酒類販売業者																		
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越履行未済	要履行件数	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
		外																		通 告 処 分		
	通 告 処 分	外	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		
	計	外	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	計	
履行等件数	通に告不る履行発	外																		通に告不る履行発	履行等件数	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通公訴権消滅	外																		-		通公訴権消滅
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通 告 履 行	外	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		通 告 履 行
	計	外	-	1	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	計	
本年度末履行未済件数		外																		-	本年度末履行未済件数	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通告履行罰科金額 相 当		外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額	
			-	10	20	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30	相 当	

調査期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区 分	免 許 者												非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの								
	酒類製造者			酒母、もろみ製造者			酒類卸売業者			酒類小売業者																	
	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数量	税額						
第 54 条	件	0	kg 千円	件	0	kg 千円	件	0	kg 千円	件	0	kg 千円	件	0	kg 千円	件	0	kg 千円	件	0	kg 千円	件	0	千円			
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	85	-	5	1	85	-	5	-	-	-	
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	44	-	-	-	-	-	1	44	-	-	-	-	-	
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 58 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 59 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
第 60 条 (平成22年度改正前)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	44	-	-	1	85	-	5	2	129	-	5	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(注) 「(1) 検挙及び処理状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第28条第1号	-			第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
〃 第2号	-			〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
〃 第3号	-			〃 第3号	-	〃 第3号	-	〃 第3号	-
〃 第4号	-			〃 第4号	-	〃 第4号	-	〃 第4号	-
〃 第5号	-			〃 第5号	-	〃 第5号	-	〃 第5号	-
〃 第6号	-			〃 第6号	-	〃 第6号	-	〃 第6号	-
〃 第7号	-			〃 第7号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		取 引 所 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第14条第1項	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
〃 第2号	-	第15条第1号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	〃 第2号	-	第23条第1号	-	第21条第1号	-	〃 第2号	-
				〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第3号	-
				〃 第3号	-	〃 第3号	-		
				〃 第4号	-				
				〃 第5号	-				
				第24条第1号	-				
				〃 第2号	-				
				〃 第3号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(注) 「(1) 検挙及び処理状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。